

最近実施した主な施策について

平成26年11月26日
商務流通保安グループ
鉾山・火薬類監理官付

平成26年度に取り組んだ火薬類取締法関連の主な施策等は以下のとおり。

1. 適用除外火工品審査実施要領（内規）の制定（平成26年4月7日、同年6月17日一部改訂）

火薬類取締法第2条に基づく同法施行規則第1条の4第7号の規定により、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する際の安全性を適切に評価するための審査手続、試験方法及び判定基準を定めた。なお、一般消費者向け製品を適用除外火工品に指定する際に考慮すべき事項を追加する改訂を行った。
2. 適用除外火工品の指定（平成26年6月25日、9月18日）

火薬類取締法第2条に基づく同法施行規則第1条の4第7号の規定により、火薬類取締法の適用を受けない火工品として、新たに雪崩対策用エアバッグガス圧力容器封板せん孔器、自転車用ヘルメット型エアバッグ、自動二輪車用着衣型エアバッグ、針なし注射器用アクチュエーターを追加する告示改正を行った。